

福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱

1 趣旨

この要綱は、福島県地域医療介護総合確保基金条例（平成 26 年 12 月 24 日福島県条例第 102 号。以下、「条例」という。）に基づき設置された基金（以下、「基金」という。）を活用して行う介護施設等の整備に関する事業の実施に関する基本的事項を定めるものとする。

2 目的

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

3 対象事業

この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村（間接補助を含む）又は民間事業者とするが、（1）ア及び（4）イの事業については、市町村とする（間接補助を含む）。

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、当該事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築、併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(ア) 対象施設等

- a 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員 29 人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第 115 条の第 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス B・C や、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- l 地域包括支援センター
- m 生活支援ハウス（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 83 号）附則第 4 条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）

- n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設または事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない、また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）
- p 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（3）ウ及び（4）を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

（（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※１、※２について同上。
-----	---

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（１）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）施設の付帯設備の	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要と

改造	なった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事

(10) その他施設における 大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
---------------------------	--------------------

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当該事業の対象としないこととする。

（対象施設）

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員 30 人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員 30 人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

（ア）災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

- a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員 30 人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員 30 人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル

以上となっている場合

(エ) 整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

オ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

(ア) 事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。
 - (a) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - (b) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
 - (c) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - (d) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

(e) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域

(f) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1の規定により指定された水源地域

(g) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第53号)に定める地域((a)から(k)までに掲げる地域を除く。)

b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在(通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が適当と認めるものを含む。以下このオにおいて同じ。)するものをいう。

(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)

(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員30人以上のケアハウス(軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

(d) 定員30人以上の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

c 小規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 定員29人以下の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)

(b) 定員29人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員29人以下のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

(d) 定員29人以下の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

(e) 認知症高齢者グループホーム

(f) 3の(1)のア(地域密着型サービス等整備助成事業)の(ア)に掲げる対象施設等((a)から(e)までに掲げるものを除く。)

d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

(a) 大規模な介護施設等の定員を1割以上減少させるもの(減少の結果、定員が29人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。)

(b) 小規模な介護施設等(cの(a)から(e)までに掲げるものに限る。)の定員を1割以上減少させるもの

(c) 小規模な介護施設等(cの(f)に掲げるものに限る。)の定員(小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。)を減少(定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。)させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、ダウンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む。) ※取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

なお、本事業の性質上、移転を伴うダウンサイジングは原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、当該介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(6の(8)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用しダウンサイジングを行う事業(以下このオにおいて「空き家等を改修した事業」という。)を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

(エ) 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別紙補助単価表に定めるところによる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等が別紙補助単価表の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則と

する（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

- a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。
 - （a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
 - （b）現に実施している介護サービス事業等
 - （c）ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
 - （d）生産性向上に資する計画
 - （e）ダウンサイジング後 10 年間の事業計画
 - （f）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（ダウンサイジング前とダウンサイジング後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
 - （a）市町村の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
 - （b）ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
 - （c）ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと
- c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

カ 介護施設等の集約・再編支援事業

（ア）事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2 以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

（イ）用語の定義

このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 都市部等 65 歳以上人口の増加が見込まれる市町村
- b 中山間・人口減少地域等 オの（イ） の a の定めるところによる。
- c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。
- （a）特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
 - （b）介護老人保健施設
 - （c）介護医療院
 - （d）養護老人ホーム
 - （e）ケアハウス（軽費老人ホーム A 型及び B 型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
 - （f）有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
 - （g）認知症高齢者グループホーム
 - （h）小規模多機能型居宅介護事業所
 - （i）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - （j）看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - （k）認知症対応型デイサービスセンター
 - （l）介護予防拠点
 - （m）地域包括支援センター
 - （n）生活支援ハウス
 - （o）緊急ショートステイ
 - （p）施設内保育所
- d 集約・再編 c に掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに 1 （（a）から（f）に掲げるものについては定員 29 人以下と定員 30 人以上でそれぞれ 1 とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。
- （a）2 以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
 - （b）2 以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を

	整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存の介護施設等に移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（6の（8）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し集約・再編を行う事業（以下このカにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別紙補助単価表に定めるところによる。

集約・再編後の介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別紙補助単価表に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別紙補助単価表の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする

（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

- a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事

項を記載した申請書を、知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

- （a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- （b）現に実施している介護サービス事業等
- （c）集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
- （d）生産性向上に資する計画
- （e）集約・再編後 10 年間の事業計画
- （f）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（集約・再編前と集約・再編後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

- （a）市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
- （b）集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
- （c）集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため

- ・施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再

度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業

（ア）対象事業

介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成２６年９月１２日医政発０９１２第５号・老発０９１２第１号・保発０９１２第２号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記２の（３３）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。

また、事業実施にあたっての業務改善計画の策定及び業務改善に係る効果の報告については、令和２年４月１４日老高発０４１４第１号・老振発０４１４第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添１を準用する。

（イ）整備区分

「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（１）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
----------------	---

※一定年数は、おおむね10年とする。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム

- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費
支援事業

(ア) 対象事業

- a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。
- b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
- c 家族面会室の整備等経費支援
介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修をするための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

(イ) 対象施設（いずれも定員規模は問わない。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事務所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事務所
- i 有料老人ホーム
- j 短期入所生活介護事務所
- k 生活支援ハウス

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。） 33 m^2 以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

(ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に

限定されない。

(エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

(オ) 認知症高齢者グループホーム

(カ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新

	たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

4 交付額の算定方法

（1）算定方法

介護施設等の整備に関する事業についての補助金の交付額は、別紙補助単価表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別紙の（5）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別紙の（4）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）財政上の特別措置

上記3の対象事業のうち、（1）及び（3）の事業の交付額については、次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県の事業計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、（1）により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
地震防災対策特別措置法 （平成7年法律第111号） 第2条に規定する地震防 災緊急事業五箇年計画に	・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム	（1）により算定して 得た額に0.30を乗じて 得た額

基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		
---	--	--

（３）豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（１）及び（２）により算定した額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（４）年度単位の交付

複数年度にわたる事業計画に対する介護施設等の整備に関する事業補助金の交付については、事業計画書に記載された個々の事業の着工時期に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

5 介護施設等の整備に関する事業の対象除外

次に掲げる事業は、介護施設等の整備に関する事業の対象としない。

- （１）土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- （２）職員の宿舎（３（５）の事業を除く。）、車庫または倉庫の建設にかかる事業
- （３）その他施設等整備事業として適当と認められない事業

6 優先すべき事項について

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

- （１）施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- （２）都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- （３）過疎、山村等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- （４）災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- （５）入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- （６）内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における

雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

(7) 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

(8) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

ア 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、6(4)の事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

ウ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、3(1)アの事業の対象としないこと。

オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等に

については、3（1）エの事業の対象としないこと。

（9）介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

7 事業計画の作成及び提出

市町村又は民間事業者は、介護施設等の整備に関する事業を実施しようとするときは、3の各事業に対応した別紙様式第1号の1～5による事業計画書を作成し、知事が別に定める期日までに高齢福祉課へ提出するものとする。

8 交付予定額の内示

県は、7の事業計画書を審査の上、事業計画書を提出した事業者に対し、交付予定額を内示するものとする。

9 介護施設等の整備に関する事業の交付決定前の着手

事業実施主体は内示の通知を受けた後、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届出書（様式第2号）を知事に提出することで、事業に着手することができるものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

10 精算交付申請

3（2）の事業において、災害復旧時に当該事業を活用する施設については、交付申請時、すでに事業を完了している場合でも、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第3条の規定による補助金の交付申請と交付要綱第10条の規定による実績報告を併せた精算交付申請を行うことができるものとし、この場合、別紙様式第3号による精算交付申請書を作成し、知事へ提出するものとする。

11 補助の要件

補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

12 その他

介護施設等の整備に関する事業は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医発0912第5号、老発0912第1号、保発0921第2号）により、県が策定する都道府県計画に基づき実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 30 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 3 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 6 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 29 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 22 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 25 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。